工事監理業務委託現場説明書

１．業　 務 　名　　長岡工業高専国際寮（仮称）新営その他工事監理業務

２．履行期限　　令和 ３ 年 ３ 月 ３１ 日（水）まで

３．一般事項

現場説明書の適用方法

(1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

(2) 文中の各欄に数字、文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

(3) 　　印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

４．業務計画書

提出する。

　・提出しない。

(1)　受注者は、工事監理業務委託契約要項（以下「要項」という。）第4条に規定する業務計画書には、次の事項を記載しなければならない。

ア　業務計画

イ　発注者が必要に応じて指示するその他の事項

(2)　受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、その都度変更業務計画書を発注者に提出しなければならない。

(3)　受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

５．要項の運用

(1)　総則

①　要項第1条第3項に規定する発注者の指示は、工事監理仕様書を補足するものであって、発注者は、工事監理仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。

②　業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は、工事監理仕様書に定めるところによるものとする。

(2)　指示及び協議の記録

　指示等は、指示簿、連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

(3)　関連工事監理業務との調整

①　発注者は、要項第3条に規定する調整として、契約書若しくは工事監理仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。

②　要項第3条に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から工事監理業務を受注をしている第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が工事監理業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。

③　受注者は、要項第3条に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4)　契約の保証について

　　受注者は、要項第5条第1項に規定する保証を付した場合は、次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。なお、振込手数料等が必要となる場合は受注者の負担とする。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、振込を確認できる書類及び契

約保証金納付書

ア　振込を確認できる書類は、長岡工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額

に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　振込を確認できる書類の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校　出納命令役代

理　校長　原田信弘　と記載するように申し込むこと。

ウ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて

は、発注者の指示に従うこと。

エ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独

立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により

独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証

金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに契約保証金払

渡請求書を提出すること。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会

社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び発注者が確実と認める社債の場合は、有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア　有価証券払込済通知書は、長岡工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ　有価証券払込済通知書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校　出納命令役代

理　校長　原田信弘　と記載するように申し込むこと。

ウ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて

は、発注者の指示に従うこと。

エ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、

　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定によ

り独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保

証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

イ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

④　契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

　　ア　当該債権に質権を設定し提出すること。

　イ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

　　　ウ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

　　　エ　受注者は、業務完了後、発注者から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び

金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機

関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労

働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、

水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」とい

う。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第

2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ　保証書の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校　契約担当役代理　校長　原田信弘　と記載するように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いである

こと。

エ　保証書上の保証に係る業務の工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記

載されるように申し込むこと。

オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は、履行期限を含むものとすること。

キ　保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後６カ月以上確保されるものとすること。

ク　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ケ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校　契約担当役　代理　校長　原田信弘　と記載するように申し込むこと。

ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

エ　保証金額は、業務委託料の10分の１の金額以上とする。

オ　保証期間は、履行期限を含むものとすること。

カ　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

キ　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、長岡工業高等専門学校　契約担当役代理　校長 原田

信弘　と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記

載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、業務委託料の10分の１の金額以上とする。

カ 保険期間は、履行期限を含むものとすること。

キ 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者

の指示に従うこと。

ク　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払

　われた保険金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第

　2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金

　の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5)　再委託等

　要項第8条に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の住所、当該業務の内容、担当責任者の氏名、資格及び経歴とする。

(6)　特許権等の使用

発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、工事監理仕様書、発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(7)　調査職員

　　発注者は、要項第9条第2項各号に規定する権限を調査職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、要項第9条第2項各号に規定するすべての権限を調査職員は有するものとみなす。

(8)　管理技術者

①　要項第10条第1項に規定する「その他必要な事項」とは、管理技術者の資格及び経歴その他工事監理仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

②　要項第10条第4項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（要項第10条第3項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術者は行使することができるものとみなす。

(9)　実施報告

①　受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

②　受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(10)　管理技術者等に対する措置請求

①　要項第12条第1項及び第3項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示、当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(11)　業務の中止

　　要項第17条第2項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となった人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(12)　履行期間の変更

①　発注者は、受注者から要項第20条第1項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。

②　要項第22条第2項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、要項第14条においては、発注者が履行の請求を行った日、要項第15条第5項においては、工事監理仕様書若しくは発注者の指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第16条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、要項第17条第2項においては、要項第17条第1項の発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第18条第3項においては、要項第18条第2項の工事監理仕様書等の変更が行われた日、要項第20条第2項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、要項第21条第1項においては、受注者が履行期間の短縮の請求を受けた日、要項第30条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(13)　業務委託料の変更

　　要項第23条第2項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、要項第14条においては、発注者が履行の請求を行った日、要項第15条第5項においては、工事監理仕様書若しくは発注者の指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第16条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、要項第17条第2項においては、要項第17条第1項の発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第18条第3項においては、要項第18条第2項の工事監理仕様書等の変更が行われた日、要項第20条第2項においては、受注者が要項第20条第1項の請求を行った日、要項第21条第2項においては、要項第21条第1項の請求を行った日、要項第30条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(14)　検査

①　受注者は、業務を完了した場合は、工事監理業務完了通知書とともに業務報告書を発注者に提出し、要項第27条第2項の検査を受けるものとする。

②　発注者は、要項第27条第2項及び要項第29条第3項に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

(15)　業務委託料の支払

　　　業務委託料は、受注者からの適法な支払請求書に応じて長岡工業高等専門学校から、 １回以内に支払うものとする。

(16)　かし担保

　　要項第33条第1項に規定するかし担保責任は、要項第27条第2項及び要項第29条第3項に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(17)　履行遅滞の場合における損害金等

①　要項第27条第2項及び要項第29条第3項に規定する検査に要した日数は、要項第43条第5項に規定する遅延日数に算入しない。

②　履行期間内に業務が完了し、要項第27条第2項及び要項第29条第3項に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、要項第43条第5項に規定する遅延日数に算入しない。

(18)　発注者の解除権

　　発注者は、要項第35条第1号から第6号の規定による契約解除をしようとする場合は、明らかに履行不能と認められる場合を除いて、相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

(19)　解除の効果

①　契約が解除された場合は、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

②　契約が解除された場合は、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

６．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)　独立行政法人国立高等専門学校機構が発注する設計・コンサルティング業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)　(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3)　発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生

じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

７．ワンデーレスポンスの実施について

本監理業務の監理対象工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

　ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して、工事監理者（発注者又は受注者）は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを工事の受注者等と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

８．その他

(1)　質疑応答

質疑がある場合は書面により提出する。

質疑の提出：令和２年７月３１日（金）１５時までに　長岡工業高等専門学校総務課施設係へ提出する。

回答日時：令和２年８月４日（火）１３時～令和２年８月１９日（水）１７時まで

　　　　　　（ただし、最終日の８月１９日は１５時まで。）

回答場所：長岡工業高等専門学校総務課施設係.